

## 昭島市工事成績評定苦情審査委員会設置運営の運用

### (趣旨)

第1 昭島市工事成績評定苦情審査委員会設置要領第9条の規定に基づき、昭島市工事成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (苦情申し立ての方法)

第2 苦情を申し立てようとする受注者（以下「苦情申立者」という。）は、工事成績評定通知書を受け取った日から起算して、14日以内（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。）に苦情申立書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 苦情申立者は、前項の苦情申立書を提出する際は、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を添付するものとする。

### (委員会の開催)

第3 検査課長は、第2項の規定により苦情が申し立てられたときは、遅滞なく昭島市工事成績評定苦情審査委員会（議案書）（第2号様式）及び昭島市工事成績苦情審査委員会付議書（第3号様式）を作成し、工事成績評定表等の関係資料を添えて委員会の審査に付さなければならない。

### (苦情申立者への回答)

第4 検査課長は、委員会の審査結果を踏まえ、申し立てられた苦情に対する回答について決定し、契約担当者に報告する。報告を受けた契約担当者は、速やかに回答書（第4号様式）を苦情申立者へ通知する。

2 受注者は、市の回答に対して不服がある場合は、再苦情申立書（第5号様式）を提出することができる。

3 検査課長は、委員会の審査結果を踏まえ、申し立てられた再苦情に対する回答について決定し、契約担当者に報告する。報告を受けた契約担当者は、速やかに回答書（第6号様式）を苦情申立者へ通知する。

4 前項の規定により評定の修正が必要であると決定されたときは、当該評定を行った監督員及び検査員は、自らが行った評定の見直しをするものとする。

### 附則

この運用は、平成21年4月1日から適用する。

### 附則

この運用は、平成30年10月1日から実施する。

第1号様式（第2関係）

年 月 日

（あて先） 昭島市長

申立者（請負者）  
住所  
氏名

## 苦情申立書

貴市より、 年 月 日付け 第 号で通知のあった工事成績評定通知書  
について、下記のとおり苦情申立てをします。

### 記

- 1 工事件名
- 2 契約番号
- 3 不服のある事項
- 4 不服の根拠となる事項
- 5 添付資料

第2号様式（第3関係）

昭島市工事成績評定苦情審査委員会（議案書）

議案番号			
開催日		開催場所	
契約番号			
契約年月日		変更契約年月日	
契約金額			
工事件名			
履行場所			
受注者			
工期			
担当部課			
工事概要			

苦情申立者	
不服のある事項	
不服の根拠となる事項	
事前説明の経緯	
備考	

第3号様式（第3関係）

年 月 日

昭島市工事成績評定  
苦情審査委員会委員長 様

検査課長

### 昭島市工事成績評定苦情審査委員会付議依頼書

昭島市工事成績評定苦情審査委員会に付議するため、下記議案を別添のとおり提出するので、手続き方取り計らい願います。

#### 記

- 1 工 事 件 名
- 2 契 約 番 号
- 3 契約の相手方  
住 所  
氏 名（又は名称）
- 4 内 容  
別添議案書のとおり

第4号様式（第4関係）

第 号  
年 月 日

様

昭島市長

回 答 書

貴社より、 年 月 日付けで苦情申立てのあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事件名
- 2 契約番号
- 3 不服のある事項
  
- 4 不服事項に対する回答

（あて先） 昭島市長

申立者（請負者）  
住所  
氏名

## 再苦情申立書

貴市より、 年 月 日付け 第 号で回答のあった件について、  
不服があるので、下記のとおり再度の苦情の申立てをします。

### 記

- 1 工事件名
- 2 契約番号
- 3 不服のある事項
- 4 不服の根拠となる事項
- 5 添付資料

第6号様式（第4関係）

第 号  
年 月 日

様

昭島市長

回 答 書

貴社より、年 月 日付けで再苦情申立てのあった件について、下記のとおり  
回答します。

記

- 1 工事件名
- 2 契約番号
- 3 不服のある事項
  
- 4 不服事項に対する回答